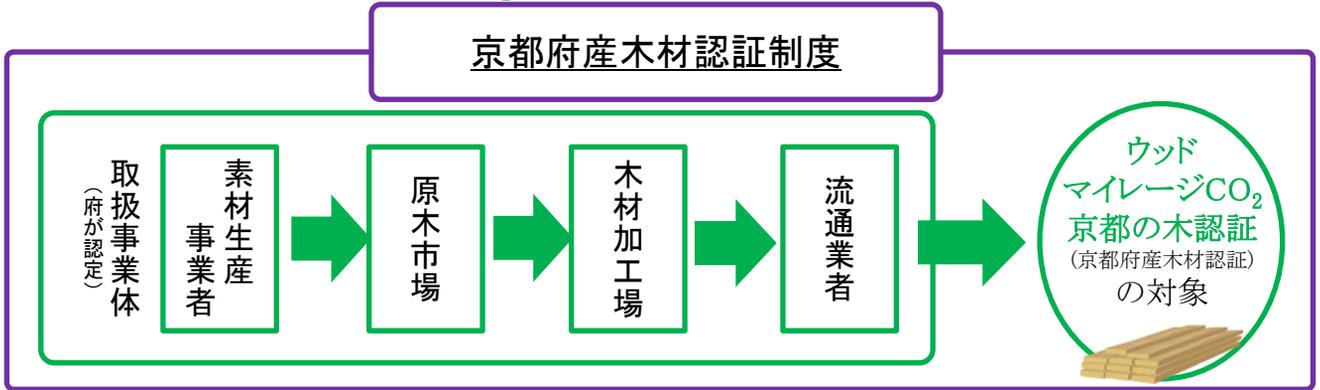


① 改正内容のイメージ(旧制度と改正内容の違い)

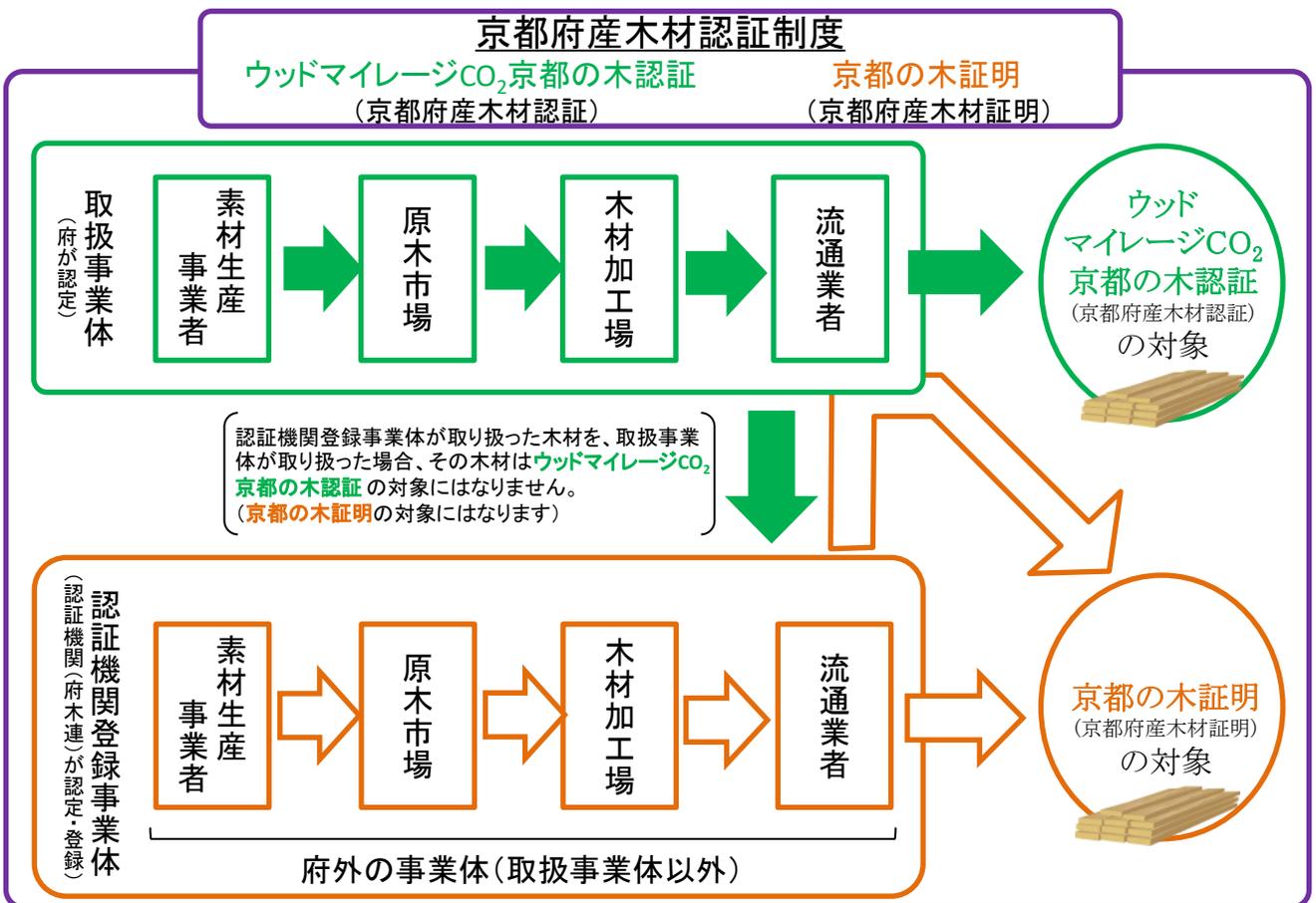
【旧制度】

取扱事業者のみによって、生産、加工、流通された京都府産木材についてのみ、京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行(京都府産木材認証(ウッドマイレージCO₂京都の木認証))が可能



【改正内容】

これまでの京都府産木材認証(ウッドマイレージCO₂京都の木認証)に加え、京都府産木材証明書のみを発行する京都府産木材証明(京都の木証明)を追加



凡例

- ➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
- ➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ

【留意事項】

京都の木証明書は、次の場合の根拠資料には使用できません(令和元年度時点)

- ・各種公共工事や公共調達において、京都府産木材の指定がされている場合
- ・京都府地球温暖化対策条例において京都府産木材の使用が必要な場合
- ・京都の木のまち拡大事業等の府の補助事業で認証が必要な場合

② 京都府産木材の取り扱い時の注意点

認証・証明の対象となる京都府産木材の条件

【ウッドマイレージCO₂京都の木認証】

- ・ 木材の生産・加工・流通の全てを取扱事業体が行っていること

【京都の木証明】

- ・ 木材の生産・加工・流通の全てを取扱事業体又は認証機関登録事業体が行っていること

【共通事項】

- ・ 京都府内の森林から、合法的に伐採された樹木を材料とした木材であること
- ・ 木材の入荷、生産・加工、保管、出荷の全ての過程で、他の木材と分別管理されていること
- ・ 荷渡票等で木材の生産・加工・流通過程が追跡できること
- ・ クリーンウッド法に準拠した合法性の確認と、荷渡票等への合法性確認の記載がされていること

荷渡票等に記載する事項

【取扱事業体】

- ・ **ウッドマイレージCO₂京都の木認証**の対象となる木材を納品する場合は、荷渡票等にその旨を記載
- ・ **京都の木証明**の対象となる木材を納品する場合は、荷渡票等にその旨を記載

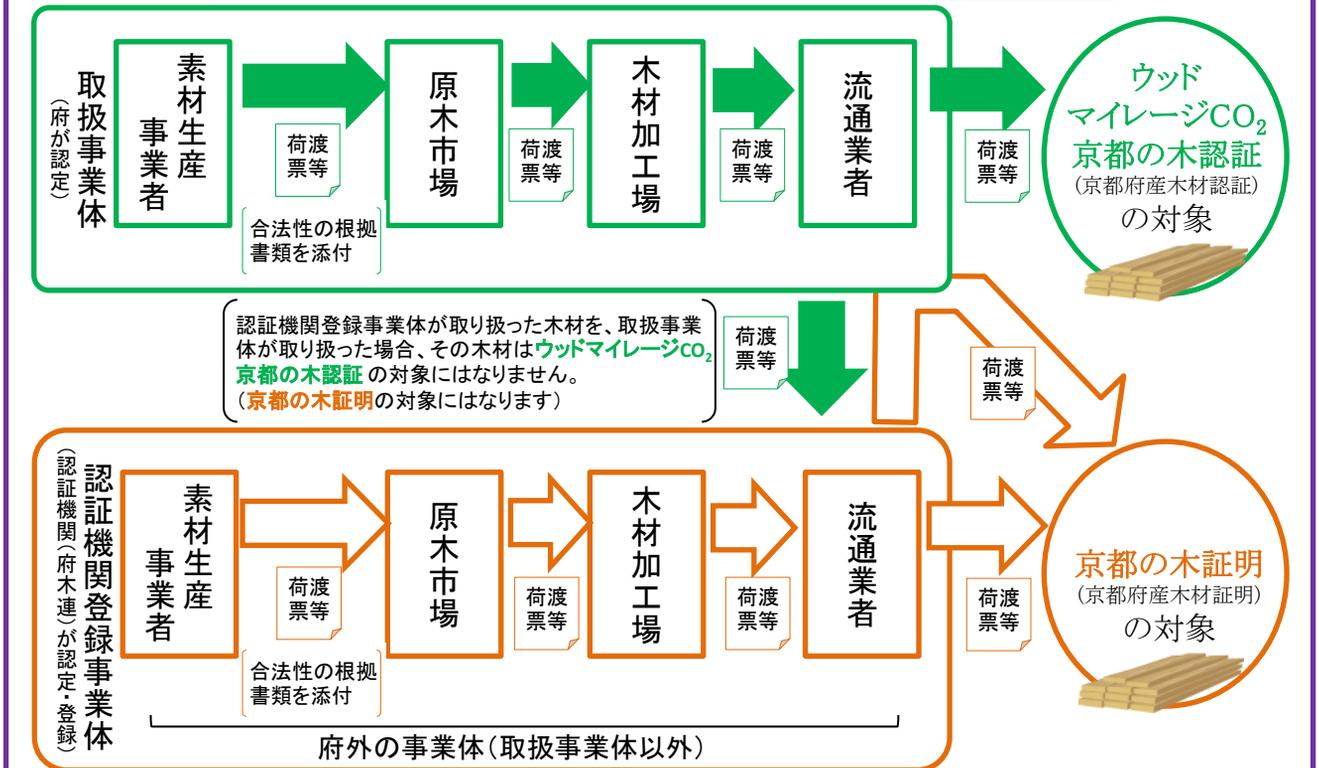
【認証機関登録事業体】

- ・ **京都の木証明**の対象となる木材を納品する場合は、荷渡票等にその旨を記載

京都府産木材認証制度

ウッドマイレージCO₂京都の木認証
(京都府産木材認証)

京都の木証明
(京都府産木材証明)

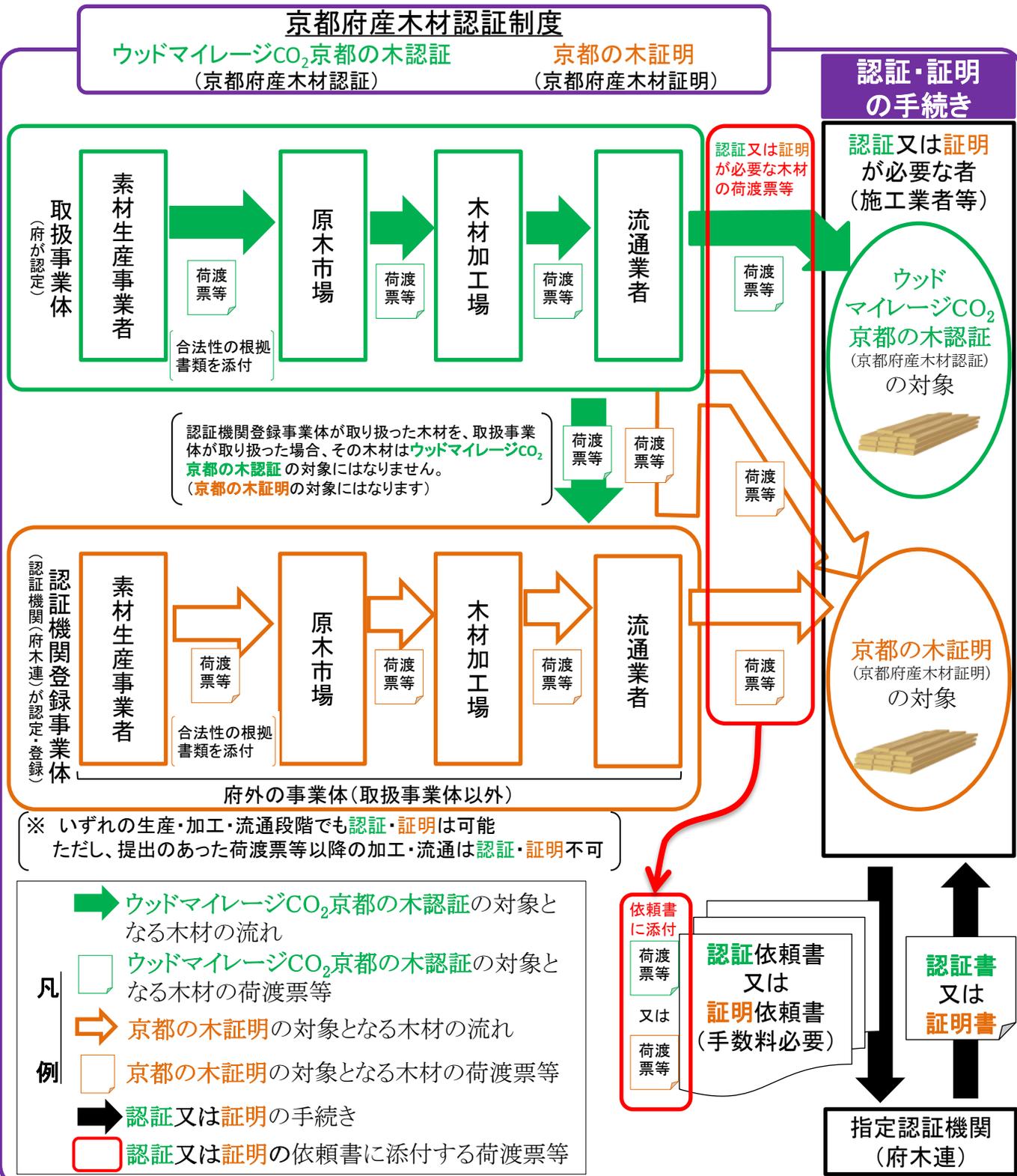


- 凡例
- ➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
 - ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の伝票
 - ➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ
 - 京都の木証明の対象となる木材の伝票

③ ウッドマイレージCO₂京都の木認証、京都の木証明に係る手続き

ウッドマイレージCO₂京都の木認証又は京都の木証明を指定認証機関（府木連）に依頼する場合、認証又は証明が必要な木材を入手した際の荷渡票等が必要

※ 認証又は証明した案件について、指定認証機関が事後調査（抽出調査）を行い、調査では、その案件の木材の、生産、加工、及び流通に係る全ての荷渡票等を確認することがあります



④ 取扱事業者の認定、認証機関登録事業者の認定登録に係る手続き

